

## 令和2年度第7回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月9日(金) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次				
委員	2番	草刈	章博	3番	池本	英夫	
	4番	竹下	るみ子	5番	葉狩	健一	
	6番	春摘	要	7番	長石	憲太郎	
	8番	國岡	美保子	9番	寺坂	富雄	
	10番	植木	克茂	11番	前川	義憲	
	12番	細山	周一	13番	國岡	智志	

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	谷口	真一	16番	寺坂	静雄
17番	西沖	和己	18番	平尾	晴次

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のについて

議案第2号 非農地等現況証明願の決定のについて

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

( 開 会 午後2時00分 )

事務局長

ただ今から、令和2年度第7回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。

それでは、挨拶および議事進行につきまして、小林会長よろしく申し上げます。

会 長

皆さんこんにちは。本日は第7回智頭町農業委員会総会を開催しましたところ、委員各位にはご多用のところ出席いただき、誠にありがとうございます。

新聞、テレビ等を見ましても、やはり新型コロナの関係がございます。これをずっと見ておりますと、農業会議を始め、各市町村の農業委員会におかれましても、事業の推進につきましても大変大きく影響を受けているということがございます。取り分け、全国に出向く会議におきましても、殆ど中止になっております。11月には恒例の特別研修会が開催されますが、準備の関係上、非常に大きなスペースが必要となります。そのあたりにつきましては、後ほど局長より説明を受けるということになるかと思っております。

また、この度9月16日の臨時国会におきまして、安倍内閣から菅内閣に移行したということで、それに伴い江藤拓議員から野上浩太郎議員が新農林水産大臣に変わられました。江藤前大臣の退任の挨拶の中に、基本計画に沿った農政に期待したいと、中小規模の農家が日本の農業を支えているではなかろうか、というお話をされておられました。

食糧農業農村基本計画の中では、生産努力目標を達成するために必要な作付け面積が、431万ヘクタールという農地を確保した上において、自給率を19年度には38パーセントでございますが、10年先には45パーセントまで上げていきたいということでもあります。

尚、カロリー比で自給率の状況を見ましても、北海道、岩手、山形、秋田、新潟、こういうところ、青森を含めて、全国で100パーセントの自給率を上げておる都道府県です。東京、神奈川、大阪につきましては1パーセントであると。鳥取県におきましては66パーセントだということでもあります。こういうことをベースにおいて、これからの食糧農業農村基本計画というものに取り組んで行かなければならないものというふうに思っております。

2019年度の農作物の延べ作付け面積は402万ヘクタール、耕地利用率は91.4パーセントであります。少子高齢化の中では農林就業者の52パーセントが高齢者、65歳以上であると。こういうことで、年々定年延長等々影響で農業に従事される年齢層も高くなってくる。そうしますとこれからの少子高齢化の中でどのような形で農業に取り組んで行くのか、ということが大きな課題でなかろうかな、とこういうふうに思っているところでもあります。

また、農林水産物食品の輸出促進を最重要課題と位置づけて、生産基盤の強化を特に、野上浩太郎新農林水産大臣は力説されたということですが、農政運営方針としては農業政策と地域政策を車の両輪として、食糧の自

	<p>給率向上と食料安全保障の確保を図っていききたいな、こういう就任の挨拶をされたということでございます。</p> <p>また、8月に農地利用状況調査、農地パトロール、大変ご苦勞様でございました。調査結果、現況の農地がどうなっているのか。これにつきましても、今後どう取り組んでいったらよいのかということが、峻別を利用状況調査によって、峻別というのは、厳しく区別すると言うことで、将来的にはやむを得んだろうという線引きを、A判定であるとか、B判定であるとか決めて行かれるではなからうかということですが、それにつきましてはそれぞれ各地区毎において、現地調査をやられた結果が、ただいま言いました全国で431万ヘクタールというものをベースにおいて、如何に農地を守り生かしていくかという方向性というものを必要があるのではなからうかなと、こういうふうに思っているところであります。</p> <p>また、人・農地プランの中で農業委員、農地利用最適化推進委員は農地利用の最適化を進めるために、毎年一人当たり、こういうことを申し上げますと皆さん中々大変だろうと思えますけれども、1件以上の農地管理事業へのマッチングを図っていただきたい。と言うのが、特に先だって農地パトロールで現地確認をしたときに、特に早野、惣地を見たわけでございますけれども、そのものを、如何に農地を守り生かしていくかということがこれからの大きな課題ではなからうかなというふうに思っているところでもあります。</p> <p>以上のような状況で、やはりこれからは人・農地プランの中で農地意向調査をし、それによる集落の結果を基に集落に出向き、地元の皆さんと話し合いを持ち、これからの地域・集落が農業をどのように取り組んでいくのか、あるいは、担い手農家・認定農業者の方々が農地を集積して行くにはどのような形で取り組んで行ったらいいのか。そうしますと、皆さん方農業委員・農地利用最適化推進委員の一人ひとりが、コーディネーター役としての使命を果たして行ける状況を作っていくということではなからうかなと考えておるところでもあります。</p> <p>以上、簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。</p>
議長(会長)	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、7番 長石憲太郎委員、8番 國岡美保子委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 報告第1号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題とします。</p> <p>認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用を、下記のと</p>

事務局書記	<p>おり受理したので報告するものです。 それでは、事務局に報告させます。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用、いわゆる携帯電話基地局等の設置に関する転用案件です。</p> <p>(議案書に基づいて、通知書の内容を朗読)</p> <p>以上の1件を受理いたしました。 なお、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>報告は終わりました。</p> <p>次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、次の農地の申請があったので審議を求めるものであります。</p> <p>それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の2ページになります。</p> <p>番号1番です。土地の所在が西野字浅河原171番1、地目が田、面積337㎡と、二筆目が同じく浅河原172番、田で360㎡の、合わせて697㎡です。権利種別は3条の有償移転です。譲渡人が千葉県野田市席宿台の●●●●さん、譲受人が奥本166番地1の●●●●さんです。事由としては空き家バンク登録された空き家に付随する農地の取得によるものです。</p> <p>農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件、第3条第2項第5号の下限面積要件等は全てクリアしておりますので、その部分につきましては事務局で確認いたしました。</p> <p>場所ですが、別冊の申請位置図の1ページをご覧ください。2ページに公図を付けておりまして、共に黄色く示した部分が申請農地で、その下にある青く示した部分が空き家バンク登録された平川さん所有の建物です。3ページ、4ページには現況写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、6番 春摘要委員に現地の事前調査をお願いしておりましたので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
6 番	<p>本件、9月の30日に、●●さんが全権委任されている行政書士の●●さんに確認を取りました。</p> <p>この件について、何らおかしいところはありませんでした。</p> <p>先月、空き家バンクの登録ということで蔵の部分を非農地審査しまして、それを通した後、●●●さんがその空き家を購入されたということです。そ</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>れに付随した農地を、畑をこれから作られるということで間違いようです。以上です。</p> <p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>全員賛成ですので、番号1は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第3 議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。 非農地等現況証明願を下記のとおり受理したので決議を求めるものです。 3件の申請がありますが、申請者が全て同じです。順次、説明・報告・審議の後、一括して採決したいと思います。 これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>異議なしと認め、同一申請人の3件を順次、説明・報告・審議の後、一括して採決することに決定しました。 それでは、番号1について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>それでは、議案書の3ページです。番号1です。 土地の所在地が市瀬字上段1630番、地目は畑で152㎡です。 土地の所有者が鳥取市吉成南町2丁目の●●●●さんです。 非農地の事由としては「昭和55年頃から遊休地となり、原野化して現在に至る。」ということです。 場所につきましては、申請位置図の5ページに位置図を付けておりました、6ページには公図を付けております。7ページに現況の写真を付けております。 以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番 植木克茂委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>

10番	<p>9月30日に、申請された現地の確認を致しました。 7ページの写真にあるように雑木が生え、竹がざっと生えているということで、畑というようにはないと思います。 従って、非農地の証明をすることの同意致します。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。 次に、番号2について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>同じく議案書の3ページ、番号2です。 土地の所在地が三田字土居384番、地目が畑で、面積は3.3㎡です。 所有者の方が番号1と同じく、●●●●さんです。 非農地の事由としては「昭和60年ごろから遊休地となり、竹林化して現在に至る。」ということです。 場所につきましては、申請位置図の8ページをご覧ください。9ページに公図を、10ページに現況の写真を付けております。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、2番 草刈章博委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
2番	<p>番号2番の調査結果を報告します。 9月30日に、●●●●さんの代理人とされる●●●●さんと会いまして、内容を確認しました。 非農地証明の審査に基づき確認をしましたがけれども、申請のとおりで問題ないと思っております。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 次に、番号3について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>同じく議案書の3ページ、番号3です。 土地の所在地が埴師字上塩田78番、地目が畑で、面積29㎡と、二筆目が埴師字鐘突谷988番1、地目が田で、面積102㎡の、合わせて131㎡です。</p>

	<p>所有者の方が番号1、番号2と同じく、●●●●さんです。</p> <p>非農地の事由としては「昭和55年ごろから遊休地となり、原野化して現在に至る。」ということです。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の11ページ、12ページをご覧ください。13ページ、14ページに公図を、15ページ、16ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、1番 私、小林功委員が現地の事前調査をしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をします。</p>
1番(会長)	<p>一筆目の塩田のところは、旧土師小学校の山手のところに基盤整備したところがありまして、内側にはワイヤーメッシュがしてあるのですが、その外側に原野と言いますか山林になった状況で、写真を見ても殆ど再生できない、そういう状況であります。</p> <p>二筆目は、長瀬の天木に上がりかけるとこの右に入る谷がございます。ちょうど天木の谷の裏側のところに鐘突谷というのがございまして、その入り口からの水田はほぼ山林化しております。そういう状況ですので、再生は無理だということで、その点を見まして、原野化して現在に至っているのはやむを得ないだろうというふうに判断を致したところであります。</p> <p>以上であります。</p>
事務局長	<p>追加説明します。</p> <p>番号1から3までの共通の話でございます。</p> <p>今回の申請人はいずれも同一の方であります。草刈委員からの調査報告にもあったように代理人の方が絡んでおられます。代理人の方は、●●●●さんの親族の方から頼まれて現地調査に立ち会ったり、申請書を持ってこられたりといったようなことでございます。</p> <p>やはり、後々のことも含めて、きちんと代理人であると書面で確認できるものを整えておく必要があると思います。今回の申請では、現時点でその書面がありませんが、そういう段取りで進めたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
8番	<p>2番についてです。三田の農地です。申請位置が間違っていないですか。現在、大根が植わっていると思いますが。</p>
2番	<p>作っていません。竹林です。</p>

事務局書記	8ページの位置図が違っています。
2番	ここはビニールハウスが建っているところです。
事務局書記	そうです。これは表示ミスです。 (正しい表示位置の説明)
議長(会長)	皆さん、今の説明で分かりましたでしょうか。 それでは、申請書の添付書類の差し替えのみで、皆さん方には差し替えは配布しませんので、ご了承願います。 他にご質疑はありませんか。
11番	局長から説明のあった親族の方から代理人の方に云々ということですが、これは農業委員がしろと言うのか、どうなのか。
議長(会長)	今回、担当者として現地確認する際に、申請者に直接お会いすることができないので現地だけ確認しましたが、同様に草刈委員も確認する際、代理人の藤森英之さんが委任されていると聞かれました。 藤森さんに委任する場合、何か活字になったものがなければ、後々課題・問題点が起きたときには、農業委員が責任を負わなければならないということになります。 今日確認しましたら、申請者は認知が入ってきており、2人の娘さんがおられるそうです。どちらかが相続代表、または連名で藤森さんと委任契約した後に、農業委員会が動くのが基本なんです。非農地だからということですが、後々、裏付けできるものを残しておかないといけないと、という話を局長としました。それが、先ほどの局長の補足説明です。 以上です。
11番	農業委員会に申請が出たときに、事務局が「あなたが権限を持つ人ですね」という確認をするということですね。
事務局長	事務局できちんと、責任をもって書面で残していきたいと思います。
議長(会長)	他にありませんか。  (質問、意見なし)
議長(会長)	よろしいですか。 それではそれぞれ採決いたします。 議案第2号番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。



<p>議長(会長)</p>	<p>(挙手あり)</p> <p>賛成多数ですので、議案第2号番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号番号2について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>(挙手あり)</p> <p>賛成多数ですので、議案第2号番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号番号3について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>(挙手あり)</p> <p>賛成多数ですので、議案第2号番号3は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第7回総会を閉会いたします。</p> <p>( 閉 会 午後2時39分 )</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和2年10月9日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 長 石 憲太郎

智頭町農業委員会委員 國 岡 美保子